

高齢者の補聴器購入費を補助します

難聴を抱える高齢者の社会参加への不安を解消するため、補聴器を購入する費用の一部を補助します。

1.対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 市内に住所を有する満65歳以上の方
- ② 次の聴力レベルのいずれかに該当し、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の装用を有用であると認める方
 - ア 両耳とも中等度難聴(40dB以上70dB未満)以上
 - イ 一側耳が中等度難聴以上、他側耳が軽度難聴(25dB以上40dB未満)
- ③ 聴覚障害による障害者手帳交付の対象とならない方

2.補助対象

管理医療機器認定を取得した補聴器本体の購入費用

- ※ 修理、保守、電池交換並びに付属品・集音器の購入は補助対象外
- ※ 交付決定前に購入した補聴器は補助対象外

3.補助額

3万円 ただし、購入費用が3万円に満たない場合は本体実費分を補助します。

※ 補助は一人1回限りです。

4.申請期間

令和7年6月9日(月)から令和8年1月30日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

※ 申請期間内に関わらず、予算額に達した時点で申請書の配布・受付を終了します。

5.申請先

高齢者いきがい課(〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1)



【問い合わせ先】

川越市 福祉部 高齢者いきがい課 TEL:049-224-5809(直通)

補助金の交付を受けた方には、後日、アンケートの実施を予定しております。
ご協力いただきますようお願いします。

申請から補助金交付までの流れ

1 申請書の取得

高齢者いきがい課(本庁舎3階)、各市民センター、川越駅西口連絡所で申請書を取得します。

2 医療機関の受診

耳鼻咽喉科を受診し、申請書内の医師の意見欄を記入してもらいます。※1
なお、医師の意見欄や診察・検査等に掛かる費用は自己負担となります。※2

3 見積書の取得

補聴器販売店等で、購入を予定している補聴器の見積書を取得します。

4 申請書等の提出 令和8年1月30日(金)まで

高齢者いきがい課(本庁舎3階)に以下の2点を提出します(郵送可)。
①申請書(医師の意見欄記入済のもの) ②見積書(写し可)

5 (市→申請者) 交付決定通知書等の送付

申請書等を審査の上、申請者宛に以下の2点を送付します。
①交付決定通知書 ②請求書

6 購入・領収書の取得

補聴器販売店等で補聴器を購入・調整し、領収書を取得してください。

7 請求書等の提出 令和8年3月31日(火)まで

高齢者いきがい課(本庁舎3階)に以下の2点を提出します(郵送可)。
①請求書 ②領収書(写し可)

8 (市→申請者) 確定通知書の送付

請求書等を審査の上、申請者宛に確定通知書を送付します。
また、補助金は請求書に記入していただいた指定口座に振り込みます。

※申請期間内に関わらず、予算額に達した時点で申請書の配布・受付を終了します。



ポイント

申請者氏名・補聴器本体のメーカー名・品名・管理医療機器認証番号・金額が記載された見積書を取得してください。



ポイント

補聴器は、
交付決定通知書が届いた後に購入してください。交付決定前に購入した補聴器は、補助金交付の対象外です。



ポイント

購入日・申請者氏名・補聴器本体のメーカー名・品名・管理医療機器認証番号・金額が記載された領収書を取得してください。



ポイント

指定口座は申請者本人名義に限ります。

※1 医師の意見欄の記入料…別紙「協力医療機関一覧」の医療機関では、1,100円(税込)の統一料金です。

※2 市の審査において補助金交付の対象外となった場合も、費用は自己負担となります。